

令和5年度第2回袖ヶ浦市社会教育委員会議

1 開催日時 令和5年7月14日 午後2時30分開会

2 開催場所 平岡公民館 2階 会議室

3 出席委員

委員	弘中 邦典	委員	稲垣 昭彦
委員	松井 恭子	委員	木曾野 真紀
委員	二宮 義文	委員	小泉 康
委員	田中 雪夫	委員	佐々木 真由美
委員	畠山 真一	委員	西田 隆司
委員	木村 育子	委員	岡田 康
委員	在原 潤		

4 欠席委員

委員	河野 裕一郎	委員	中山 正紀
----	--------	----	-------

5 出席職員

教育長	御園 朋夫	生涯学習課社会教育班長	柳井 健
生涯学習課長	島田 宏之	市民協働推進課長	泉水 雄一郎
市民会館長	大田 知司	市民協働推進課副課長	高品 誠
郷土博物館長	西原 崇浩	市民協働推進課主査	木村 卓郎
中央図書館長	塩谷 利之	職員課長	森 和博
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	職員課副課長	地曳 雅樹

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	2人

7 議題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 君津地方社会教育委員連絡協議会監事の選出について
- (3) 社会福祉協議会評議員の選出について
- (4) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

- (5) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
- (6) 令和5年度事業について

8 報告・連絡

- (1) 各種事業の実施結果について
 - ・令和5年度青少年健全育成推進大会及び第1回市民三学大学講座
- (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・令和5年度そでがうらわんぱくクエスト
 - ・図書館だより
- (3) 令和5年度君津地方社会教育委員連絡協議会研修会の実施について

9 その他

10 議事

議題(1) 委員長、副委員長の選出について

島田生涯学習課長：今回の会議は、委員が改選されて初めての会議であり、委員長・副委員長が選出されていません。委員長・副委員長が決定するまでは事務局で進行をさせていただきます。

それでは、議題1 袖ヶ浦市社会教育委員委員長・副委員長の選出について事務局より説明をお願いします。

事務局柳井：【資料1ページを説明】

島田生涯学習課長：ただいま、事務局から説明がありましたとおり、袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則第2条の規定により、委員長と副委員長は委員の互選によるものとなっています。委員の皆様からご選出についてのご提案があればと思いますが、いかがでしょうか。

二宮委員：前期までの委員長である田中委員は、現在、君津地方社会教育委員連絡協議会の委員長をやられている。また、千葉県社会教育委員連絡協議会の役員も兼務されているため、田中委員に委員長をお願いしたい。

島田生涯学習課長：ただいま、田中委員に委員長をお願いしたいとの提案がありました。ただ、皆様いかがでしょうか。

(拍手多数により承認)

島田生涯学習課長：それでは、田中委員に委員長をお願いしたいと思います。次に副委員長ですが、委員の皆様からご選出についてのご提案があ

ればと思いますが、いかがでしょうか。

(提案なし)

島田生涯学習課長：提案がありませんので、事務局からの案を提示させていただきたいがよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局柳井：事務局の案を申し上げます。副委員長につきましては、佐々木委員、稲垣委員を推薦いたします。

島田生涯学習課長：ただいま、事務局案の提示がありました。佐々木委員、稲垣委員を副委員長に選出することについてお諮りします。よろしいでしょうか。

(拍手多数により承認)

島田生涯学習課長：ありがとうございます。委員長に田中委員、副委員長に佐々木委員、稲垣委員が選出されました。委員長、副委員長になられた皆様、前の席へ移動をお願いします。

それでは、ここからは袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則第4条の規定により、田中委員長に今後の進行をお願いします。

議題（2）君津地方社会教育委員連絡協議会監事の選出について

【資料2ページから7ページを説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。立候補される方はいるか。
(立候補なし)

田中委員長：事務局に案があればお願いしたい。

事務局柳井：事務局の案を申し上げます。監事につきましては、松井委員を推薦いたします。

松井委員：承知しました。

田中委員長：それでは、松井委員を君津地方社会教育委員連絡協議会監事に選出することについて、賛成される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

田中委員長：全員賛成により、君津地方社会教育委員連絡協議会監事は松井委員をお願いします。

議題（3）社会福祉協議会評議員の選出について

【資料8ページから24ページを説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。立候補される方はいるか。

小泉委員：立候補します。

田中委員長：それでは、小泉委員を社会福祉協議会評議員に選出することについて、賛成される方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

田中委員長：全員賛成により、社会福祉協議会は小泉委員をお願いします。

議題（４）令和６年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

【資料２５ページから２７ページを説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。何か質問はあるか。

木曾野委員：実行委員の会議は、年に何回あるのか。

大田市民会館長：各地区によって違うが、年に２～３回ほど開催している。

田中委員長：例年、二十歳を祝う会実行委員は各地区で集まり、その中で決めているが、今回もそのような決め方でいいか。

(委員了承)

田中委員長：昨年は、昭和地区は木村委員、長浦地区は石井委員、蔵波地区は畠山委員、根形地区は松井委員、平川地区は二宮委員にお願いした。各地区で委員の人数にばらつきはあるが、選出をお願いします。

(各地区に分かれて話し合い)

田中委員長：協議の結果、昭和地区は稲垣委員、長浦地区は在原委員、蔵波地区は畠山委員、根形地区は松井委員、平川地区は二宮委員に決定したので、よろしくをお願いします。

議題（５）地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

島田生涯学習課長：本日、説明のため、市民協働推進課と職員課の関係職員に来ていただいておりますが、入室させてもよろしいでしょうか。

田中委員長：お願いします。

市民協働推進課 泉水課長、高品副課長、木村主査
職員課 森課長、地曳副課長、以上５名が入室。

【資料２８ページから４０ページを説明】・・・島田生涯学習課長

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

小泉委員：公民館の名前は残るのか。それと、まちづくり協議会を担当す

る職員と、公民館事業を担当する職員のすみ分けがわからない。コミュニティセンター職員がこれらの事業を全て行うのか。また、最終的な職員数はどうなるのか。まちづくり協議会を担当する職員が増えるのであれば、今までと同じような公民館事業がある程度維持できると思うが、職員数が増えないのであれば、職員の業務負担が重くなるため、社会教育事業がダメになってしまうと思う。また、29ページの図について、生涯学習課が矢印で繋がっていない。その辺はどう考えているのか。

島田生涯学習課長：まず、公民館の名称は残すことで考えている。次に、29ページの図について上手く作成できず申し訳ありません。公民館長は残るため、コミュニティセンターと教育委員会との繋がりは持つことになる。

小泉委員：公民館長だけ教育委員会と繋がることになるのか。

島田生涯学習課長：そうである。公民館長以外の職員は教育委員会の職員ではなくなる。

小泉委員：公民館長以外の職員は、社会教育に関する事業を行う場合は、教育委員会の立場として行うのか。

島田生涯学習課長：そうである。公民館事業はコミュニティセンター職員が実務を行うが、最終的な決裁権は教育委員会が持つことになる。

森職員課長：次に、職員についてですが、まちづくり協議会事業と社会教育事業は、両方ともコミュニティセンター職員が行うことになる。ただし、社会教育に関する職員は今までどおり配置することになるため、実際には担当という形で事務のすみ分けを行うことになると考えている。職員数については決定していないが、公民館事業はこれまでどおり行っていくため、少なくとも現状の職員数は確保したうえで、必要な職員数をどうするかという判断をしていく。

小泉委員：社会教育主事の有資格者が各公民館に配置されていると思うが、それは確保されるのか。

森職員課長：基本的には、今までどおり公民館事業ができるように人事配置したいと考えている。

小泉委員：社会教育主事の管轄について、教育委員会ではなく市民協働推進課が管理することになるのか。

森職員課長：職員の管理となると市民協働推進課になるが、公民館事業を実施するうえでは教育委員会の計画などに沿って行うことになるものと考えている。

小泉委員：社会教育事業については今まで生涯学習課と社会教育関係職員が集まって相談しながら実施していたと思うが、そういった会議は無くなるのか。

島田生涯学習課長：教育委員会が持つ社会教育事業の方針と、それを実践している公民館などの各種講座のすり合わせは今後も必要となる。このため、必要な会議は今後も必ず行っていく。

二宮委員：市民への教育もまちづくりもスムーズに進めていける場所を市が公民館に求めていくことについて、私は市を信用しているし、進めていただきたいと思っている。ただ、公民館をコミュニティセンター化すると聞いて、私は指定管理者を導入するものと誤解してしまった。市は誤解を生むような進め方をしていると感じるため、進め方について工夫していただきたい。また、施設名称も市民から意見を聞いてもらってやっていただければ良いのではないかと思う。

小泉委員：人生100年時代となっている。年金の支給も遅くなり、社会教育は今までと違ったアピールを考えていかなければならない。そのような時に、まちづくり協議会のほうに公民館職員の力を持っていかれてしまう。他市では新たな社会教育事業を開講しているのに、袖ヶ浦市がやっていることは他市と逆行していると感じる。工夫して高齢者がもっと参加できるような講座などを作っていくといけないと思う。市長部局に移管しても良いが、社会教育事業はより充実して欲しい。

二宮委員：地区住民会議の代表をしているが、地区住民会議は青少年の健全育成のため発足した。青少年の健全育成も高齢者への対応も、本来は自治会が対応しなければならないと思う。

松井委員：事務を集約することで市役所の働き方改革に繋がると良いと思うが、先ほどの説明では、計画立案は教育委員会で、実際の公民館事務はコミュニティセンター職員が行うとのことで、計画と現場が乖離してしまうことで上手くコミュニケーションが取れるのか不安を感じる。また、これまで公民館職員が各団体や地域の人材育成をしてくれたおかげで、現在も活動を継続することができている。コミュニティセンターにも、そういったコーディネートしてくださる人材を確保してほしい。

島田生涯学習課長：生涯学習課で作成する計画は市全体の方向性としてのものであり、公民館が実施する講座の細かい内容まで指示するものではない。各公民館はそれぞれの地区に根差しており特色がある。

どのような講座を実施するかは各公民館に任せることになるが、計画と実施機関である公民館で齟齬が無いようにしていく。

木曾野委員：委嘱を受けて初めてこの会議に参加するため知識が無いのですが、公民館がコミュニティセンターに変わった場合、行政センター機能がない根形公民館と平岡公民館も行政センター的役割を担うことになるのか。また、この資料は知人に見せても構わないか。

島田生涯学習課長：現時点では、公民館移管によって根形公民館と平岡公民館に行政センター的機能を持たせるまでにはいかないと考えているが、将来的にどうなるかはまでは決まっていない。なお、会議資料についてはお見せいただいて大丈夫だが、あくまでも現時点での案であって、今後変更が生じる可能性があることも一緒にお伝えしたい。

佐々木副委員長：コミュニティセンターと聞くと、どうしても指定管理者というイメージが強い。前回の会議で袖ヶ浦市は指定管理者を導入しないとの説明があり、施設の名称が変わるのだなと思ったが、コミュニティセンターという言葉には行政が入らない指定管理者というイメージがあるため、施設名称にはそういったことも考慮してほしい。

泉水市民協働推進課長：コミュニティセンターという名称は、あくまでも仮称として付けているものである。施設名称については、頂いたご意見を踏まえて検討していく。

小泉委員：公民館という名前は残すのに、施設名称をコミュニティセンターへ変更する意味がわからない。公民館にまちづくり協議会などの業務が追加されるのならわかるが、施設名称を変更してまでやる必要があるのか。

泉水市民協働推進課長：公民館という名称は残すが、併記するという考えである。コミュニティセンター（公民館）というような形をイメージしている。

小泉委員：施設は公民館のままで、その中にコミュニティセンター機能を追加することはできないのか。コミュニティセンターという名称にすると、袖ヶ浦市も指定管理者になってしまったと言われてしまうであろう。これでは社会教育がなおざりにされてしまう心配がある。

佐々木副委員長：施設を公民館のままにすると社会教育法などの制限があるからではないか。

島田生涯学習課長：副委員長がおっしゃる通り、公民館には社会教育法の規定によって、もっぱら営利を目的とするような事業には施設を貸し出せないなどの一定の制限がある。公民館という名称は残すが、今回の目的は、公民館施設をより多くの方に使用していただきたいため、施設をコミュニティセンターへ変更するものである。まちづくり事業などについては公民館のままでできない訳ではないが、様々な選択肢を考慮した結果、本手法を選択したものである。

畠山委員：募集により老人福祉会館の愛称を付けたこともあった。それもひとつの名前の付け方かなと思う。

佐々木副委員長：市長部局に移管された場合、今までの公民館とは違った施設の使い方はあるか。

泉水市民協働推進課長：施設の貸し出しについては、今までは社会教育法に基づいて判断していたが、移管により、今後は地方自治法に基づいた判断となるため、ある程度柔軟性を持って貸し出しができるようになると考えている。また、長浦地区で設立されたまちづくり協議会の拠点としての位置づけができるようになると考えている。

小泉委員：長浦地区のまちづくり協議会の話が出たが、これは公民館のままでできるので、施設の名称を変えてまでやる必要は無いのではないか。それと、社会教育法によって制限されているとの説明があるが、具体的にはどういうことで、それを市民はどの程度望んでいるのか。そういった調査をしているのか。コンサートが開催できるようになるとか、そういうことか。

島田生涯学習課長：コンサートの開催ができるようになるなど、これらは一例ではあるが、今までの公民館施設の利用の幅を広げて多くの方に使用していただきたいと考えている。

佐々木副委員長：教育に関する事業ではない利益優先な事業も、移管することで公民館施設を使って開催することができるようになるのか。

稲垣副委員長：そういった事業であれば、現状でも開催することはできる。

二宮委員：平川公民館でいきいきサポートを行っているが、以前、公民館施設を使わせてほしいと教育委員会に相談したところ、結構縦割りで、貸していただくまでに時間を要した。公民館移管により、施設の貸し出しの自由度を上げていこうというのが市の考えだと思っている。

小泉委員：移管後は、施設の使用許可を出すのは公民館から市民協働推進

課になると推測するが、利用者にとってどちらであっても同じではないか。

二宮委員：市民協働推進課はまちづくりの関係で門戸が広いし、施設の貸し出し許可を出す部署は、自由度が高い窓口でなければならない。

小泉委員：それだけのために、公民館を違う名称に変える必要があるのか。また、それを市民がどれだけ望んでいるかをリサーチしているのか。おそらくやっていないのではないかと思う。

二宮委員：せっかく良いことをしようとしているのに、市は反発されるような進め方をしている。

稲垣副委員長：移管に係る今後のスケジュールを教えてください。

泉水市民協働推進課長：現在、条例案等の検討を進めており、夏頃にパブリックコメントを実施する予定である。その後、12月議会へ上程し、そこで議決が得られれば、令和6年4月からのスタートを考えている。

稲垣副委員長：社会教育委員という立場が問われている気がしている。社会教育委員は社会教育に関する意見調整をするものであり、もっと早く話をしてもらい、諮問答申をし、その結果による方向性が本来あるべきだったのではないか。令和4年12月に公民館移管をしようと考えているが、市議会への説明がまだなので社会教育委員への説明ができないということで後回しにされてしまった。市議会も大切だと思うが、社会教育に関することであれば、先に社会教育委員や公民館運営審議会へ意見を伺ったほうが良かったのかなと思う。令和6年4月の移管が決まったということであれば、我々社会教育委員とすると、そのスタートに当たって社会教育として何が大事で、コミュニティセンターとして立ち上がった時に社会教育のあり方をどう提言していくのか。こういったことが必要になるのかなと思う。

木村委員：コミュニティセンター職員の動きや立ち位置など、具体的な話が見えてくると良いと思う。

泉水市民協働推進課長：体制の話だと思うが、現在内容を検討中のため、今は細かい説明はできないが、適宜お知らせしていきたい。

小泉委員：コミュニティセンター職員には、社会教育に携わっているという意識を持って、社会教育を学んでいただき、さらに社会教育を進めるような働きかけをしてほしい。市役所では、隣に座っている職員の仕事がわからない方もいると思うが、公民館では

それではやっていけない。コミュニティセンター職員には、そういう意識がある職員を選任してほしい。

稲垣副委員長：行政センター、公民館、それぞれの職員には併任辞令が出ているが、任命権者の関係でそれぞれの業務のすみ分けがされている。今後、コミュニティセンターに公民館が入るとなると、コミュニティセンター職員の誰が公民館の業務に従事しても良いと思うが、今まで公民館には社会教育主事がいて社会教育事業に携わっていたことから、コミュニティセンター職員には社会教育主事の有資格者を必ず配置してほしい。今後、職員の配置について意見具申で終わるのか、要望書のようなものを提出するのか、どうするのが良いか。人事に対して確約はできないと思うが、意見具申等がされた中で人員配置をどう行ったという説明は欲しいと思う。

西田委員：平成29年度にみんなが輝く協働のまちづくり条例が施行されたが、新型コロナウイルスのまん延により自治会活動が制限されてしまったという事実がある。また、自治会によっては役員が1年で交代するところもあるなか、昨年度、長浦地区でまちづくり協議会が設立されたが、まだ具体的な活動まで至っていない。これは他の4地域においても考え方は徐々に浸透しているが、具体的な形として出来上がるような状況にはなっていない。市は、今後まちづくり協議会を進めて行きたいと考えていると思うが、その受け皿が無い。今回のコミュニティセンターが、その受け皿として機能するような組織になるのではないかと理解している。市が明確に説明できてない部分はそうだろうと考えているため、市もはっきり説明されたほうが良いと思う。

大田市民会館長：意見を聞かせていただきました。社会教育がやってきたことは、最初は趣味から始まり、仲間づくり、それが広がって地域づくり、まちづくりに繋がっていくものと思っている。そう思って公民館活動を行っているつもりである。ただ、新型コロナウイルスの影響で自治会活動が衰退してしまい、数年ぶりに地区の行事をやろうと思っても、なかなか人が集まらない状況である。その中で、公民館として何ができるのかと考えたとき、やはり地域づくりに力を注いでいかなければいけない。高齢者になっても地域活動に入ってきてもらわないといけないと思っている。そういう方たちに公民館にどうやって集まってもらうのかを、公民館だけでなく、まちづくり協議会も一緒になって考えて行

ければ良いかなと考えている。社会教育の延長線上にまちづくりがあるものと思っている。先ほど、施設名称を変えてまでやることなのかという意見がありましたが、市として検討を進めたなかで出した方策のため、その点についてはご理解いただければと思う。この場に職員課の職員もおりますが、公民館には社会教育主事を中心とした専門職を置いていただくほか、今後、公民館には地域の方たちと一緒に仕事をしていきたいという職員を配置してほしい旨の要望を、公民館としても行っていきたい。

在原委員：公民館と地域まちづくりが一緒になることは悪いことではなく、どちらかがおざなりになるというよりは相乗効果は絶対にあると思うので、ぜひそういうものに繋がるよう、我々社会教育委員も意見を出し合い、コミュニティセンターになって良かったなど市民に言って貰えることが皆さんの意見だと思う。

二宮委員：社会教育委員として意見をまとめて市へ提出しないといけないと思う。これではただの雑談である。そういう進め方をしてみればいかがかなと思った。

田中委員長：色々なご意見をいただきましたが、事務局は、各委員から出た意見をまとめていただきたいと思う。よろしくお願いします。

その後10分間休憩となる。

この間、市民協働推進課職員と職員課職員は退室。

議題（6）令和5年度事業について

【別冊袖ヶ浦の教育により説明】・・・西原郷土博物館長

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

（質疑なし）

田中委員長：質問がないようなので、これで質疑を終了し、採決を取ります。

議題（6）について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

田中委員長：全員賛成のため、議案（6）は承認とする。

報告・連絡（１）各種事業の実施結果について

【資料４１ページを説明】

- ・令和５年度青少年健全育成推進大会
及び第１回市民三学大学講座・島田生涯学習課長

稲垣副委員長：市民会議加入者数が少なくて寂しいところである。加入者の促進について来年度頑張ってもらいたい。

報告・連絡（２）今後の事業の実施予定について

【資料４２ページから４７ページを説明】

- ・令和５年度そでがうらわんぱくクエスト・島田生涯学習課長
・図書館だより・・・・・・・・・・・・・・・・塩谷中央図書館長

二宮委員：わんぱくクエストですが、４２名参加希望があったということで素晴らしいと思う。名幸が丘の会の通学合宿には参加者が３名しか集まらなかったため中止した。新型コロナウイルスの影響で３年間中止していたが、その影響は大きかった。ぜひ頑張ってもらいたい。

弘中委員：昨年度のわんぱくクエストに参加した子どもが、夏休み中に凄く成長した。子どもは、社会体育・社会教育のなかで育てていきたいと思う。先ほどコミュニティセンターの話があったが、そこには子どもも含まれると思う。今後のまちづくりにおいて、学校教育も社会教育も一緒にやっていたら良いと思う。

田中委員：その他、鈴木スポーツ振興課長から何かあるか。

鈴木スポーツ振興課長：資料はないが、先週から中学総体が始まり、木更津市と袖ヶ浦市の子たちが県大会を目指してやっている。小学校も５月に支部の陸上大会があり、県大会で市内の子たちが優秀な成績を収めた。次回の会議で結果を報告する。

田中委員：その他、大田市民会館長から何かあるか。

大田市民会館長：市民会館では、子どもチャレンジ教室夏編では根形公民館の陶芸サークル協議会の協力を得て、子どもたちに陶芸を体験してもらう予定である。平川公民館では、市民会館との合同で実施している乳幼児家庭教育学級があるが、開催日に台風が来るということもあって中止とした。長浦公民館では、まるごと体験セミナーという事業があり、長浦公民館の近所の畑を借用して蕎麦の種を植えるところから食べるまでを経験する予定であ

る。根形公民館では、ねこまる通常版と特別版を実施する。平岡公民館では、わくわく女性倶楽部を実施する。その他、地域人材育成講座を実施するが、次回以降で説明したいと考えている。

佐々木副委員長：根形の陶芸教室に行ったのは、昭和地区の子どもチャレンジ教室か。

大田市民会館長：そうである。昭和地区の子どもたちをバスで送迎し、根形公民館のアトリエで陶芸を教えてもらった。

佐々木副委員長：根形地区の方は陶芸が身近にあると思うが、すぐ隣なのに昭和地区ではなかなか身近に感じない。大人なら車で行けるが、子どもはそうもいかない。子どもがそういった体験ができることは良いと思う。

報告・連絡（3）令和5年度君津地方社会教育委員連絡協議会研修会の実施について

【資料48ページから50ページを説明】・・・事務局柳井

事務局柳井：現時点で出席される方はいるか。

（数名挙手）

事務局柳井：田中委員長、佐々木副委員長、二宮委員、木曾野委員、の4名が出席予定と承知した。その他、出席を希望される方は、7月21日までに柳井までご連絡いただきたい。

1 1 その他

第105回袖ヶ浦市音楽協会定期演奏会について

【口頭で説明】・・・木村委員

質疑等なし

第43回市民芸術劇場

【口頭で説明】・・・稲垣副委員長

質疑等なし

次回の社会教育委員会議について

【口頭で説明】・・・事務局柳井

小泉委員：開始時間はどうか。

事務局柳井：委員長、副委員長と相談して決定したい。

木曾野委員：子どもがいるので、できれば早いほうがありがたい。

午後5時30分閉会

令和5年度第2回

社会教育委員会議

日 時 令和5年7月14日（金）
午後2時30分～
場 所 平岡公民館 2階 会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 社会教育委員について
- 6 議 題
 - (1) 委員長、副委員長の選出について
 - (2) 君津地方社会教育委員連絡協議会監事の選出について
 - (3) 社会福祉協議会評議員の選出について
 - (4) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について
 - (5) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
 - (6) 令和5年度事業について
- 7 報告・連絡
 - (1) 各種事業の実施結果について
 - ・令和5年度青少年健全育成推進大会及び第1回市民三学大学講座
 - (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・令和5年度そでがうらわんぱくクエスト
 - ・図書館だより
 - (3) 令和5年度君津地方社会教育委員連絡協議会研修会の実施について
- 8 その他
- 9 閉会のことば

第27期袖ヶ浦市社会教育委員名簿

No.	氏名	性別	選出区分	備考
1	ひろなか くにのり 弘中 邦典	男	学校教育（袖ヶ浦市小中学校長会）	2期目
2	まつい きょうこ 松井 恭子	女	学校教育（袖ヶ浦市読書指導員）	7期目
3	にのみや よしふみ 二宮 義文	男	社会教育（袖ヶ浦市少年野球連盟）	12期目
4	たなか ゆきお 田中 雪夫	男	社会教育（袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会）	9期目
5	はたけやま しんいち 畠山 真一	男	社会教育（袖ヶ浦市スポーツ協会）	2期目
6	きむら いくこ 木村 育子	女	社会教育（袖ヶ浦市音楽協会）	7期目
7	ありはら じゅん 在原 潤	男	社会教育（青少年相談員連絡協議会）	4期目
8	こうの ゆういちろう 河野 裕一郎	男	社会教育（袖ヶ浦市PTA連絡協議会）	2期目
9	いながき あきひこ 稲垣 昭彦	男	社会教育（袖ヶ浦市文化協会）	6期目
10	きそ の まき 木曾野 真紀	女	家庭教育（保育ボランティアグループ ひよこの会）	1期目
11	こいずみ やすし 小泉 康	男	学識経験者	4期目
12	ささき まゆみ 佐々木 真由美	女	学識経験者	9期目
13	なかやま まさき 中山 正紀	男	学識経験者	6期目
14	にしだ たかし 西田 隆司	男	学識経験者	3期目
15	おかだ やすし 岡田 康	男	学識経験者	3期目

委員任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日

令和5年度第2回

社会教育委員会議 資料

日 時 令和5年7月14日（金）

午後2時30分～

場 所 平岡公民館 2階 会議室

目 次

次第6 議 題

- (1) 委員長、副委員長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・ P ～P
- (2) 君津地方社会教育委員連絡協議会監事の選出について・・・ P ～P
- (3) 社会福祉協議会評議員の選出について・・・・・・・・・・・・ P ～P
- (4) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について・ P ～P
- (5) 地域のまちづくり施策推進に併せた
公民館施設の活用方針について・ P ～P
- (6) 令和5年度事業について・・・・・・・・・・別冊「袖ヶ浦の教育 令和5年度」

次第7 報 告 ・ 連 絡

- (1) 各種事業の実施結果について
 - ・ 令和5年度青少年健全育成推進大会
及び第1回市民三学大学講座・ P ～P
- (2) 今後の事業の実施予定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P ～P
 - ・ 令和5年度そでがうらわんぱくクエスト・・・・・・・・ P ～P
 - ・ 図書館だより・・・・・・・・・・・・・・・・ P ～P
- (3) 令和5年度君津地方社会教育委員
連絡協議会研修会の実施について・・ P ～P

議題 1 袖ヶ浦市社会教育委員委員長・副委員長の選出について

1 概要

袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則第2条の規定により、委員の互選により、委員長・副委員長を置くものとする。

2 任期

委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

3 職務

委員長は、委員の会議を主宰する。

副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

4 委員長・副委員長

(1) 委員長

(2) 副委員長

副委員長

議題（２） 君津地方社会教育委員連絡協議会監事の選出について

1 概要

君津地方社会教育委員連絡協議会規約第7条の規定により、理事以外（委員長、副委員長以外）の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

2 任期

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 職務

監事は、会務及び会計を監査する。

4 監事選出

選出人数 1名

監事

君津地方社会教育委員連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、君津地方社会教育委員連絡協議会と称し、事務局を会長選出市の教育委員会における社会教育委員会議担当課に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に則り、君津地方の社会教育委員相互の連携を図り、もって君津地方の社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

- (1) 研修、講演会等の実施及び奨励
- (2) 情報交換及び調査研究
- (3) 君津地方社会教育推進大会の実施
- (4) 君津地方社会教育委員連絡協議会表彰の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、君津地方各市の社会教育委員をもって構成する。

(理事)

第5条 本会に、各市会員の代表として、理事を置く。

2 理事は本会の運営にあたる。

3 理事の定数は、木更津市4名、君津市3名、富津市3名及び袖ヶ浦市3名とする。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長3名及び監事2名を置く。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は理事の互選とし、監事は理事以外の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、理事会において選出し、直近の総会にて承認を得

るものとする。この場合において、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正副会長会議の議決をもって会長が委嘱し、本会の相談に応じ意見を述べるものとする。
- 3 顧問の委嘱期間は、委嘱した会長の任期満了までの間とし、再任は妨げない。

(参加)

第11条 本会に参加を置くことができる。

- 2 参加は、各市社会教育委員担当課長をもって充てる。
- 3 参加は、会議に出席し、本会の運営に助言することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は総会、正副会長会議又は理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は年1回とし、議決事項は次に掲げるものとする。

- (1) 予算、決算に関する事項
 - (2) 役員の承認
 - (3) 事業の計画及び報告
 - (4) 規約の改正に関すること。
- 2 総会の議長は、会長が務めるものとする。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 会員は、総会に出席できない場合は委任状(別記様式)を提出するものとする。
 - 5 前項に定める委任状は、出席会員数に数える。
 - 6 総会の議事は、委任状による出席者を含まない出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、規約の改正については、委任状による出席者を含まない出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。
 - 7 議事録は事務局が作成し、議長は議事録署名人を1名指名する。
 - 8 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は理事会の3分の1以上の要求があるときは、その件に限り招集することができる。

(正副会長会議)

第14条 正副会長会議は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の実施、予算の執行等に関することで重要なもの
- (2) 君津地方社会教育推進大会の開催に関することで重要なもの
- (3) 君津地方社会教育委員連絡協議会表彰者に関すること。
- (4) 顧問の選出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営において重要な事項

2 正副会長会議は、正副会長の4分の3以上の出席により成立する。

3 正副会長会議の議長は、会長がこれにあたる。

4 正副会長会議の議決は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選出に関すること。
- (2) 総会の開催及び付議事項に関すること。
- (3) 臨時総会の開催及び付議事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、正副会長会議において、理事会の議決が必要であると認められる事項に関すること。

2 理事会は、理事によって構成し、その過半数の出席により成立する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議決は、監事を除く出席理事の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の通知)

第16条 会議開催の場合は、日時及び議題を付し、会長があらかじめ通知する。ただし、急を要する場合は、議題を追加することができる。

(経費)

第17条 本会の経費は、各市負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

この規約は、昭和26年7月8日より施行する。

昭和30年8月9日
昭和32年6月12日
昭和46年7月13日
昭和49年6月4日
昭和53年1月25日
平成3年5月9日
平成8年5月10日
平成16年5月12日
平成21年1月29日
令和2年6月26日
令和5年5月27日

別記様式（第13条関係）

(別記様式)

令和 年 月 日

委任状

君津地方社会教育委員連絡協議会長 様

所属 市社会教育委員

氏名

私は都合により、令和 年度君津地方社会教育委員連絡協議会総会に出席できないため、議決権を下記代理人に委任します。
なお、代理人が空欄の場合は、議長に一任したものとします。

記

(代理人) 所属 市社会教育委員

氏名

監事の輪番

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
会長	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市
監事	君津市	君津市	富津市	富津市	木更津市	木更津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	君津市	君津市	富津市	富津市	木更津市	木更津市
監事	木更津市	木更津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	君津市	君津市	富津市	富津市	木更津市	木更津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	君津市	君津市
事務局	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
会長	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市
監事	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市
監事	君津市	君津市	富津市	富津市	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市
事務局	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	木更津市	木更津市	君津市	君津市	富津市	富津市

議題（３） 社会福祉協議会評議員の選出について

袖ヶ浦市社会福祉協議会評議員

職名 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会評議員
社会福祉法人千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会評議員

任期 令和２年度決算に関する評議員会終結の時（令和３年６月２２日）～
令和６年度決算に関する評議員会終結の時（令和７年６月中旬頃）
※ただし、今回は前任者の残任期間となるため、
評議員選任解任委員会での選任後（令和５年９月頃）～
令和６年度決算に関する評議員会終結の時（令和７年６月中旬頃）となる。

根拠法令 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款
社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会理事・監事・評議員選任規程
社会福祉法人千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会会則

社会福祉協議会評議員の選出

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会理事・監事・評議員選任規程に基づいて、評議員を選出するものです。

選出人数 １名

評議員 _____

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、袖ヶ浦市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 心配ごと相談事業
- (11) 生活支援体制整備事業
- (12) 成年後見制度に関する事業
- (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、千葉県袖ヶ浦市飯富1604番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員14名以上21名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 予算及び事業計画の承認

- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告書の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（開催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上13名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対し、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第30条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第31条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第32条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長1名を置くほか、職員若干名を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任命する。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金 100万円
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は第42条に掲げる公益を目的とする事業及び第43条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権

を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公益を目的とする事業

（種別）

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

（1） 袖ヶ浦市社会福祉センターの受託経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 収益を目的とする事業

（種別）

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

（1） 自動販売機の設置経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益の処分）

第44条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第12章 解散

（解散）

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第13章 定款の変更

（定款の変更）

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を君津郡市広域市町村圏事務組合管理者に届け出なければならない。

第14章 公告の方法その他

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	鈴 木 省 吾	監 事	今 関 音 吉
	鈴 木 貞 雄		小 川 三 夫
	渡 辺 佐 一 郎		
	里 見 武		
	石 井 政 雄		
	川 島 勝		
	天 羽 数 雄		
	石 井 準 太 郎		
	清 田 白		
	大 木 良 夫		
	多 田 公 夫		
	小 出 久 平		
	在 原 盛		

附 則

この定款は、昭和41年11月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年7月3日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年10月12日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年7月22日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年2月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可の日（平成21年2月4日）から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可の日（平成24年4月12日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成25年4月18日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成26年3月28日）から施行する。ただし、第14条第2項の規定は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日以後初めて行う任期満了に伴う評議員の改選から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成27年4月6日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成28年3月25日）から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成29年12月26日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（平成31年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（令和元年7月1日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（令和元年10月25日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（令和2年5月20日）から施行する。

附 則

この定款は、君津郡市広域市町村圏事務組合管理者の認可の日（令和3年4月6日）から施行する。

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会理事・監事・評議員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第18条に規定する理事、監事及び定款第7条に規定する評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(理事、監事及び評議員の選任)

第2条 理事、監事及び評議員の選任は、別表のとおりとする。

- 2 理事及び監事は、別表に掲げる区分により評議員会の決議によって選任する。
- 3 評議員は、別表に掲げる区分により理事会の提案により評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行前に選任された理事、監事及び評議員については、その任期が満了するまでは従前の例による。

(廃止)

- 2 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会評議員選任規程（昭和41年11月21日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	区 分	理 事	監 事	評 議 員	摘 要
1	地区社会福祉協議会から推薦を受けた者	6			地区社会福祉協議会
2	自治連絡協議会から推薦を受けた者	1		3	自治連絡協議会
3	民生委員児童委員協議会から推薦を受けた者	4		4	民生委員児童委員協議会
4	高齢者団体から推薦を受けた者			1	シニアクラブ連合会
5	障がい者団体等から推薦を受けた者			1	心身障害者（児）福祉会
6	青少年団体から推薦を受けた者			1	青少年相談員連絡協議会
7	児童団体から推薦を受けた者			1	子ども会育成会連絡協議会
8	ボランティア団体から推薦を受けた者			1	ボランティア連絡協議会
9	社会福祉施設から推薦を受けた者			1	社会福祉施設等連絡協議会
10	相談員団体から推薦を受けた者			1	心配ごと相談員ふれあい会
11	保護司会から推薦を受けた者			1	君津地区保護司会袖ヶ浦支部
12	更生保護女性会から推薦を受けた者			1	袖ヶ浦地区更生保護女性会
13	商工会から推薦を受けた者			1	袖ヶ浦市商工会
14	教育団体から推薦を受けた者			1	社会教育委員
15	関係行政機関			1	福祉担当部長
16	学識経験者	2	2	2	
	合 計	13	2	21	

社会福祉法人千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会会則

(目的及び事業)

第1条 この会は共同募金の目的達成のために、社会福祉法人千葉県共同募金会（以下「本会」という。）の定める諸計画に基づき区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
 - (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
 - (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
 - (4) 区域内における民間地域福祉にかかる資金需要の把握及び配分計画案の策定など配分調整の実施
 - (5) 区域内における袖ヶ浦市社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体などからの相談への対応
 - (6) 歳末たすけあい運動の推進
 - (7) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業
- (名称及び事務所の所在地)

第2条 この会は、社会福祉法人千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会と称し、事務所を千葉県袖ヶ浦市飯富1604番地に置く。

(役員)

第3条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上13名以内
 - (2) 監事 2名
- (会長、副会長及び常務理事)

第4条 この会に理事たる会長1名、副会長2名及び常務理事1名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長はこの会を代表して会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐する。

(役員任期)

第5条 役員任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長及び常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

4 理事又は監事は、第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任等)

第6条 理事は評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

(理事会)

第7条 この会則に定めるもののほか、この会の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。ただし会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事の総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 6 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 出席した会長及び監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結末を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第8条 監事は、理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告する。
- 3 監事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(評議員会)

第9条 この会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は14名以上21名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長がこれを招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 8 この会則に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結末を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第10条 この会則に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理

事会の決議を経て、原則として評議員会の決議を得なければならない。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 会則の変更
- (3) その他、この会に業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(評議員の資格等)

第11条 評議員は、当該区域の民意を公正に代表する者で、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

(評議員会の任期)

第12条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第13条 この会に、第1条に定める目的を達成するために専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会の委員は会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の委員は、広く地域住民から公募することができる。
- 4 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第14条 この会の会計規程については、別に定める。

(経費)

第15条 この会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもってあてる。

(住民参加)

第16条 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局及び職員)

第17条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 この会に事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任命する。

附 則

- 1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 袖ヶ浦市共同募金委員会会則（平成2年）は、廃止する。

附 則

この会則は、平成24年9月11日から施行し、平成24年4月12日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行前に委嘱された評議員の定数及び選任については、その任期が満了するまでは従前の例による。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行前に委嘱された理事及び監事の任期は平成28年度決算に係る評議員会の終結の時までとし、施行前に委嘱さ

れた評議員の任期は平成29年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年12月1日から施行する。

議題（４） 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会

日時 令和6年1月7日（日）
開式 午前10時30分 昭和、長浦、根形、平川地区
午後 1時30分 蔵波地区

会場 昭和地区 市民会館
長浦地区 長浦公民館
蔵波地区 長浦公民館
根形地区 根形公民館
平川地区 平川公民館

対象 平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの
・市内に住民登録をしている者
・袖ヶ浦市内の小・中学校を卒業し、他市町村に住民登録している者で、出席を希望する者

実行委員会構成員

新二十歳代表、社会教育委員、公民館運営審議会、青少年相談員、
青少年健全育成地区住民会議、生涯学習課、市民会館・各公民館

袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出

令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について、例年どおり社会教育委員より、地区ごとに実行委員を選出するものです。

選出人数 5名（昭和、長浦、蔵波、根形、平川地区 各1名）

昭和地区

長浦地区

蔵波地区

根形地区


平川地区



袖教市第400号
令和5年6月26日

袖ヶ浦市社会教育委員長 様

袖ヶ浦市教育委員会
教育長 御園 朋夫



令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について（依頼）
向暑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととご推察申し上げます。
さて、例年各地区にて開催している二十歳を祝う会ですが、令和6年1月7日（日）の開催に向けて準備を進めているところです。
つきましては、令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員会を組織するにあたり、ご多忙の折恐縮に存じますが、下記により貴団体から実行委員を選出していただきたくお願い申し上げます。

記

1. 選出依頼人数 5名（昭和、長浦、蕨波、根形、平川地区 各1名）
2. 選出期日 令和5年7月21日（金）まで
3. 提出方法 別添の二十歳を祝う会実行委員選任書を担当まで提出して下さい。なお、鏡文は不要です。

【連絡先】

袖ヶ浦市民会館 担当：富士井
電話 62-3135

(社会教育委員用)

令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員選任書

団体名 _____

記入者 _____

地区	ふりがな 氏名	住所	電話番号
昭和			
長浦			
蔵波			
根形			
平川			

【選出期限】

7月21日(金)まで

【提出先】

袖ヶ浦市民会館へ提出して下さい。

議題（5）

地域のまちづくり施策推進に併せた 公民館施設の活用方針について

令和5年7月14日

生涯学習課、市民会館
市民協働推進課、職員課

公民館移管に伴う組織編成の考え方【案】

1 公民館移管に伴う業務の在り方

①方針

- ・移管後も公民館事業や社会教育に関する取組等を変わりなく推進する。
- ・（仮称）コミュニティセンターは、社会教育の拠点と地域まちづくりの拠点とする。
- ・社会教育と地域まちづくりを一体的に推進できる体制とする。

②業務の執行方法

- ・生涯学習課にて引き続き、社会教育全体の計画・推進を行い、公民館は社会教育の拠点として各種事業を実施する。
- ・市民協働推進課は、まちづくり関係全体の計画・推進を行い、（仮称）コミュニティセンターは地域まちづくりの拠点としての役割を担う。
- ・公民館の事務及び（仮称）コミュニティセンターの事務は、（仮称）コミュニティセンター職員が実施する。

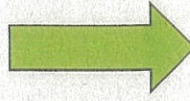
2 行政センターの在り方

（仮称）コミュニティセンターと行政センターは一体的に業務を推進する。

教育委員会から移管する事務について【案】

生涯学習課が所管する事務の一部

- ・社会教育施設の利用に関すること
- ・社会体育施設の利用に関すること
- ・都市公園における運動施設の利用に関すること



市長部局

公民館が所管する事務の全部

- ・原則、現在公民館で実施している全ての事務事業



(仮称) コミュニティセンター

生涯学習課所管事務のうち、施設予約システムに係る事務について市長部局へ移管します。
 公民館所管事務は(仮称)コミュニティセンターで実施します。

令和6年度以降の執行体制(組織体制)【案】

市長部局

企画政策部

市民協働推進課

協働のまちづくりは市民協働推進課
 社会教育は生涯学習課がそれぞれ計画・推進を担う

(仮称) コミュニティセンター (公民館)

社会教育・協働のまちづくりの拠点

- ・施設管理、利用許可
- ・地域まちづくり関係

- ・公民館事業
- ・各種講座の開催

教育委員会

教育部

生涯学習課

社会教育班

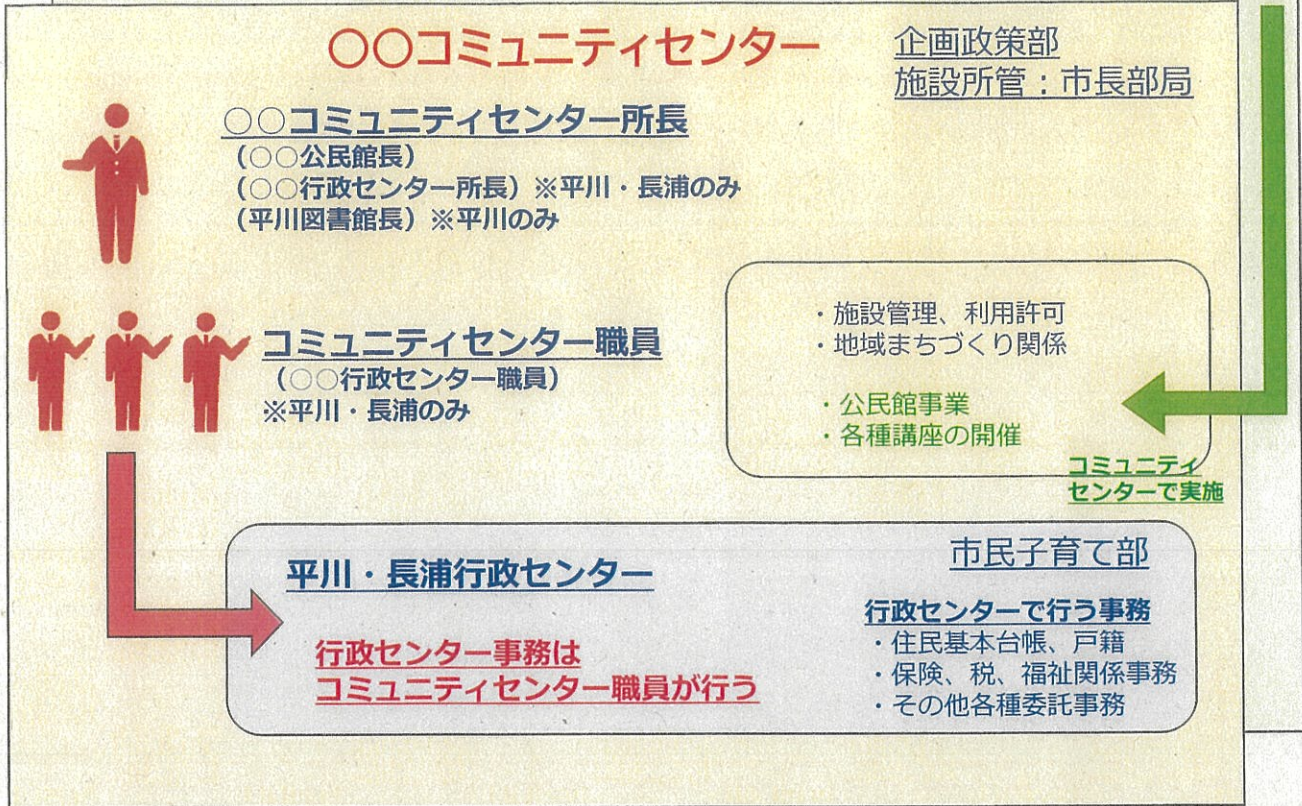
文化振興班

公民館

事務の全部

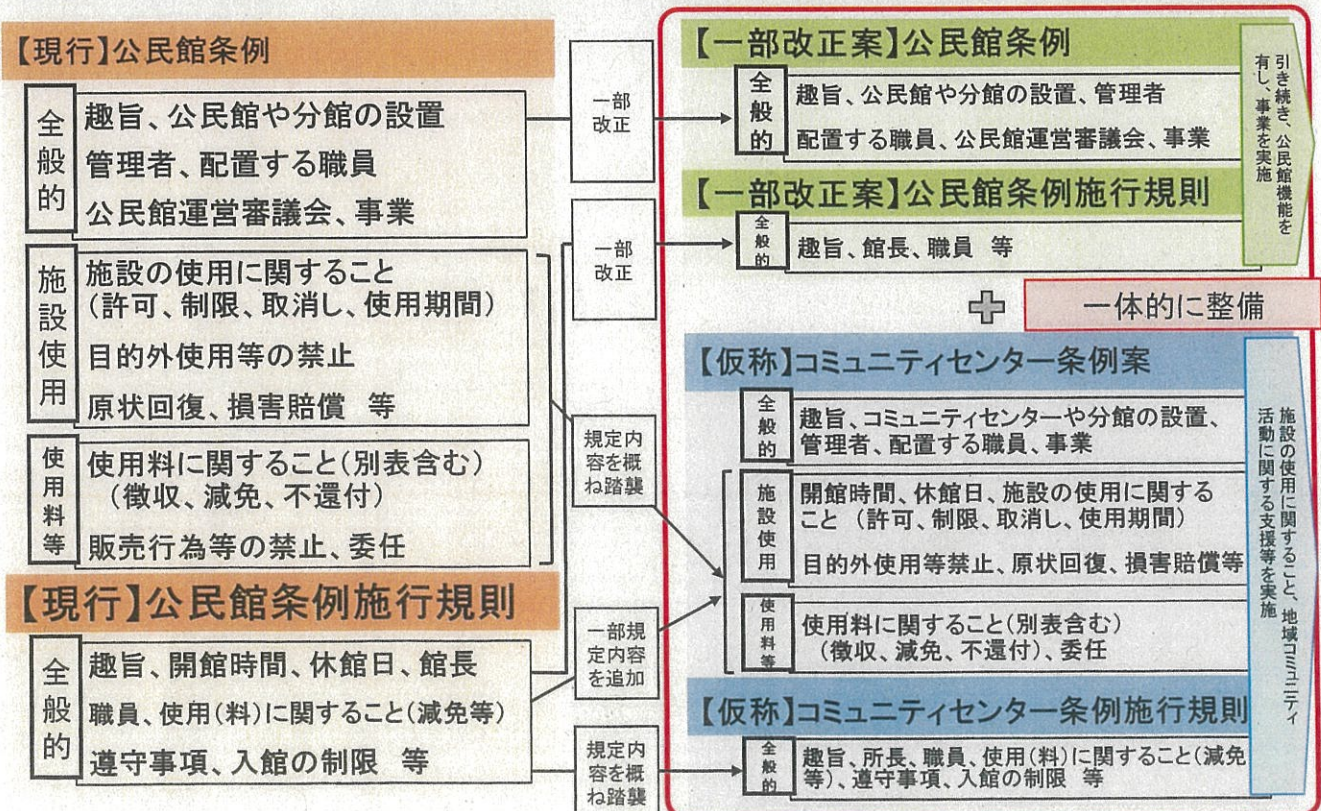
(仮称)コミュニティセンターの執行体制【案】

(市民会館・〇〇公民館)



公民館条例(一部改正案)・(仮称)コミュニティセンター条例案 全体概要

※現時点での案(規則案含む)。今後も調整を図る



【参考資料】

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

(分館の設置)

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田622番地2

(管理)

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(職員)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が、第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であっても委嘱を解くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(事業)

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

(使用の許可)

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第12条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 教育委員会が特に認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。
- (3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしては

ならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール(楽屋1・2、 ホワイエ等含む。)	5,740円	8,620円
大ホール(舞台のみを 使用する場合)	1,720円	2,580円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
講義室	340円	370円
和室	230円	350円
研修室	650円	910円
3階		
中ホール	1,230円	1,840円
レストラン(厨房、パン トリー、倉庫、パッケー ジ室含む。)	1月につき 215,000円	

平川公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
体育室	1,840円	2,760円
会議室	340円	370円
多目的室	650円	910円
2階		
視聴覚室	650円	910円
会議室1	230円	350円
会議室2	230円	350円
保育室	230円	350円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

長浦公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
多目的室	650円	910円

2階		
会議室 1	340円	370円
会議室 2	340円	370円
和室 1	230円	350円
和室 2	230円	350円
創作室	340円	370円
視聴覚室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
研修室 1	340円	370円
研修室 2	340円	370円

根形公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
野外ステージ	650円	910円
多目的ホール	1,230円	1,840円
2階		
会議室	340円	370円
講義室	340円	370円
研修室	340円	370円
和室	230円	350円
アトリエ	340円	370円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平岡公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	230円	350円
2階		
会議室 1	340円	370円
会議室 2	340円	370円
和室	340円	370円
研修室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平川公民館富岡分館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
Horizontライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト		
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円

CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
DVDプレーヤー	1台	220円
LDプレーヤー	1台	220円
ブルーレイレコーダ	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円
チェロ	1台	440円
コントラバス	1台	440円
クラリネット	1本	440円
オーボエ	1本	440円
ファゴット	1本	440円
チューバ	1台	440円
シンバル	1組	440円
ティンパニー	1台	440円
指揮者台	1台	20円
指揮者用譜面台	1台	20円
譜面台	1台	10円
平台	1枚	30円
大ホール講演台	1台	130円
屏風	1双	260円

附属設備使用料その2

品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯(素焼き)	1台	1,000円
陶芸窯(本焼き)	1台	2,000円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

【参考資料】

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 夜間使用の場合は、午後9時までとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間においては、午後9時30分までとする。

(休館日)

第3条 公民館及び市民会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(連絡調整に当たる公民館)

第4条 条例第2条に規定する市民会館は、同条に規定する他の公民館の連絡調整に当たる公民館とする。

2 前項に規定する連絡調整に当たる公民館は、当該公民館の事業のほか、他の公民館が個々に処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

(館長)

第5条 条例第4条の規定により置く館長は、上司の命を受け館務を掌理し、所属職員を監督する。

(職員の職及び職務)

第6条 条例第4条の規定により、公民館及び市民会館に置く職員の職及び職務は次のとおりとする。

職	職務
顧問	館長を補佐し、館運営及び地域連携に助言と指導を与える。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは館長の職務を代理する。
副参事	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
副主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特命若しくは専門事項の調査に従事する。
副主査	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行なう者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任主事	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
主任技師	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般技術に従事する。
主事	上司の命を受け、一般事務に従事する。
技師	上司の命を受け、一般技術に従事する。
事務補助員	上司の命を受け、主事等の職務を助ける。

(使用の手続等)

第7条 条例第7条の規定により、公民館及び市民会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書に使用計画等の添付をさせることができる。

3 申請者（本市に在住、在勤又は在学している者（以下「市内利用者」という。）に限る。）は、

施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から15日までの間に申請の予約を行わなければならない。この場合において、一の施設等に複数の予約があったときは、教育委員会は当該施設等の使用許可を申請できる者（以下「予約申請者」という。）を抽選により選ぶものとし、当該予約をした者が1人であるときは、その者を予約申請者とする。

4 前項の抽選は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日に行う。

5 第3項の予約申請者となった者は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の17日から25日までの間に第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

6 教育委員会は、第3項前段に規定する申請の予約を行う期間に予約を行う者が存在しないときは、その期間の翌日後に、第3項の規定により予約申請者となった者がその予約を取り消したとき及び前項後段の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、当該事実が発生した日以後に、最も早く予約を行った申請者（施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の25日までに予約を行える申請者は、市内利用者に限る。）を予約申請者とする。

7 前項の規定により予約申請者となった者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日の3日前までに第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

8 教育委員会は、施設等を使用しようとする日の2日前において予約を行う者が存在しないときは、同日以後最も早く予約を行った申請者を予約申請者とすることができる。この場合において、当該予約申請者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日までに第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可）

第8条 教育委員会は、公民館及び市民会館施設等の使用を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の順序）

第9条 使用許可の順序は、申請の順序とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第10条 公民館及び市民会館施設等の使用期間は、教育委員会の使用許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 公民館及び市民会館施設等の使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（使用の取消し及び変更）

第11条 公民館及び市民会館施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用（取消・変更）許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用許可の変更は他の使用に支障が生じない場合に限り許可する。

3 教育委員会は使用の取消し又は変更を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用（取消・変更）許可書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

（使用制限等の通知）

第12条 教育委員会は、条例第9条の規定により公民館及び市民会館の使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止した場合は袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用制限通知書（様式第3号）を交付する。

（特別設備の附加）

第13条 公民館及び市民会館の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を附加しようとする者は、第7条第1項の申請書にあわせて袖ヶ浦市公民館及び市民会館特別設備等許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用料の減免）

第14条 条例第17条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

2 市内の公共的団体、社会教育関係団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登

録をしなければならない。

(使用料の還付申請)

第15条 条例第18条ただし書の規定により還付を受けようとする者は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用料還付申請書(様式第5号)に使用料を納付したことを証する書面及び袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用取消許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条第1号に該当するとき 全額
- (2) 条例第18条第2号に該当するとき 状況によりその都度教育委員会が定める。
- (3) 条例第18条第3号に該当するとき 半額

2 条例第9条の規定により教育委員会がその使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止させた場合は、前項の場合に準じ、その都度状況に応じて教育委員会が定める。

(プログラム等の提出)

第17条 映画、演劇、音楽、舞踊その他これに類する催し物をするために公民館及び市民会館を使用する場合、使用者は、あらかじめプログラム等を教育委員会に提出しなければならない。

(職員の立ち入り)

第18条 使用者は、関係職員が管理運営上必要と認める場合、会場に立ち入ることを妨げてはならない。

(使用後の点検)

第19条 使用者は、使用後関係職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

2 点検の結果公民館及び市民会館施設等にき損又は紛失等があったときは、復元又は損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第20条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、物品の販売をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (7) 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (8) その他職員の指示に違反し、公民館並びに市民会館の秩序をみだす行為をしないこと。

(入館の制限)

第21条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 危険物、他人の迷惑になる物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (2) その他管理運営に支障があると認められる者

(広告類の掲示等禁止)

第22条 公民館及び市民会館内及びその敷地内においては、教育委員会が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示若しくは配布してはならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、公民館及び市民会館の管理運営に関し、必要な事項は館長が定める。

別表(第14条関係)

使用区分	減免する額
(1) 市(市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。)が、主催又は共催するとき。	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額

(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	全額
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5) 市内の社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(6) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(7) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(8) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(9) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10) その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 1 市内の公共的団体とは、国、県又は市と協力して活動している団体をいう。
- 2 市内の社会教育関係団体とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体で、別に定める登録に関する基準を満たす団体をいう。
- 3 市内の地域コミュニティ団体とは、地域住民の福祉の向上のための活動を行っている団体をいう。
- 4 市内の福祉団体とは、市民福祉の向上を目的として活動する団体をいう。
- 5 市内の高齢者団体とは、半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体で、高齢者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 6 市内の障害者福祉団体とは、半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体で、障害者福祉の向上を目的とする団体をいう。

報告・連絡（１）各種事業の実施結果について

令和５年度青少年健全育成推進大会及び第１回市民三学 大学講座の実施報告について

１ 日時・内容

令和５年７月１日（土）

12：30 ～ 受付

13：00 ～ 開会行事

- (1) 開会の言葉（畠山実行委員長）
- (2) 市民会議会長あいさつ（田中市民会議会長）
- (3) 青少年育成者感謝状贈呈
- (4) 来賓祝辞（粕谷市長、江野澤県議・榎本市議会議長）
- (5) 閉会の言葉（柳井副実行委員長）

13：25～ 市民会議会員募集
（西田市民会議副会長）

13：30～ 子育ての提言、大会宣言
（前沢学校教育課長、野中市民会議副会長）

13：40～ 実践発表（倉持よつばさん）

14：30～ 記念講演 第１回市民三学大学講座
演題 「自分らしく生きていいんだよ
～４人の子を育てた「主夫」として～」
講師 木山 裕策 氏（シンガー）

２ 開催場所

市民会館大ホール

３ 実施結果

参加者数：青少年健全育成推進大会 ３３０人
市民三学大学講座 ４８４人

【内訳】 ３９０人（会場来場者）
９４人（オンライン）

新規加入：子ども安全パトロール申込者 ２名
青少年育成袖ヶ浦市民会議加入者 １７名

令和5年度 そでがうらわんぱくクエスト事業 実施要項

1. 事業名 第28回 そでがうらわんぱくクエスト

2. キャッチフレーズ

「自分を磨け！」

～そでがうら文化・歴史再発見！～



3. 主催 袖ヶ浦市教育委員会

4. 趣旨

「わんぱくクエスト事業」は新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、令和2年度から2年間、事業を中止しました。

令和4年度は事業内容を見直し、コロナ禍でも実施できるよう、感染対策に配慮した内容とし、市内2泊3日でグループ活動を行いました。また、宿泊場所を公共施設としました。

今回は、前回の活動内容に加え、行動範囲を拡大し、より充実したグループ活動を通して、学校、学年を超えた仲間と協力しながら、自分たちで考えた様々な体験を行うことにより、協調性、忍耐力、自ら考え行動する力を身につけることを目指します。

5. 事業内容

袖ヶ浦市の文化、歴史を肌で感じながら、様々な体験を行います。古民家などで寝泊まりしたり、かまどを使ってご飯を炊いたり、普段体験できないことに挑戦します。

参加者は、男女別の班を作り、2泊3日を共に過ごします。また、自炊、徒歩移動を原則として活動します。

各班には、参加者の活動を見守る「カウンセラー」という成人の支援者と事業支援ボランティアが同行し、安全面のフォローを行います。

また、子どもたちが充実した3日間を過ごせるよう、野外生活に必要なスキルを身につけられる事前研修会を実施します。

看護師やわんぱくクエストのOB・OG等による後方支援体制の整備にも取り組みます。

6. 実施期間

令和5年 7月26日（水）～7月28日（金） 2泊3日

7. 安全管理

- ・ 非常時に備えて本部を設置し、24時間体制でスタッフを配置します。
- ・ 本部カウンセラーと看護師を配置し衛生指導、健康状態の把握や傷病者への対応等を行います。
- ・ 各班に班対応カウンセラーと事業支援ボランティアが随行し、参加者の安全を見守ります。
- ・ 災害及び事故発生時は、緊急時対応マニュアルに則り、迅速に対応します。
- ・ 新型コロナウイルス等感染症防止のため、必要に応じた手洗い、消毒をします。

8. 参加者

- ・ 袖ヶ浦市に在住の小学校5年生から中学生で、保護者の参加同意が得られる方

- ・ 定員 42名 応募者多数の場合は抽選（応募状況により班編成を決定）

- ・ 7月15日（土）に予定の事前研修会に参加できる方

- ・ 健康（大人の支援なし）で3日間の集団生活が可能なお方

※ 薬の管理やアレルギー食品の除去が必要な際はご相談ください。

- ・ 参加費5,000円（保険代・活動費を含みます）

※ 持ち物は、普段使用しているものを想定していますが、必要により準備をお願いする場合があります。

- ・ 災害等の諸事情により、事業を中止・変更する必要があることを予め了承していただける方。

9. 期待される成果

- ① 仲間と生活を共にする中で「協調性」や「忍耐力」を身につけることができる。
- ② 「自ら考え行動する力」を身につけることができる。
- ③ 「郷土の素晴らしさ（自然・文化・歴史・産業等）」に気づくことができる。
- ④ 必要な「生活技術」を身につけることができる。
- ⑤ 「非日常」を実感することができる。

10. わんぱくルール（一部変更）

- ① 礼儀正しく、節度を守って行動し、感謝の気持ちを大切にします。
- ② 自ら考え、どんな時も班の仲間と助け合い、全員で行動します。
- ③ 郷土の文化・歴史のすばらしさを肌で感じ、様々なことに挑戦します。
- ④ 民泊はせず、公共施設等に宿泊します。
- ⑤ 原則、自炊、徒歩移動とします。
- ⑥ 期間は7月26日（水）～28日（金）とします。
- ⑦ 期間中、保護者と接触しません。
- ⑧ 活動範囲は、袖ヶ浦市内とします。

11. その他

- ・ 7月15日（土）に、参加者を対象とした事前研修会を実施し、カウンセラーや班員の顔合わせ、持ち物の確認、野外活動のスキルアップ等を行います。
- ・ 7月26日（水）に根形公民館において出発式を行い、その後、班毎に活動を開始します。
- ・ 7月28日（金）に根形公民館において到着式を行い現地で解散とします。
- ・ 参加者は携帯電話やゲーム機等は持参しません。
- ・ 参加者、保護者、スタッフにアンケートを実施し、満足度や改善点を調査します。
- ・ 感想、アンケート結果を掲載した記録集を作成し、配布します。



図書館だより



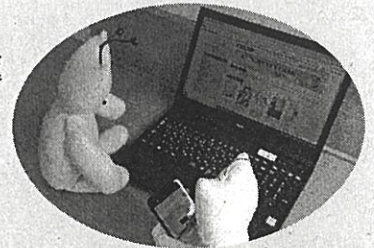
第 66号 令和5年6月28日

袖ヶ浦市立図書館
SODEGAURA PUBLIC LIBRARY

袖ヶ浦市立中央図書館 〒299-0262 袖ヶ浦市坂戸市場1393番地2 TEL0438-63-4646

電子図書館をご利用ください

袖ヶ浦市立図書館では市内在住、在勤、在学の方を対象に、電子図書館サービスを行っています。いつでもどこでも、インターネットを通じて電子書籍の貸出や閲覧、返却ができます。まだ利用したことがない方のために、今回は利用方法をご紹介します。ぜひ利用してみてください。



袖ヶ浦市電子図書館

① 電子図書館へ

図書館のトップページの「重要なお知らせ」の「電子図書館をご利用ください」を開くと、上記の電子図書館のバナーと利用方法の説明ページへのリンクがあります。
またはこちらのQRコードから。



>>>

② 本を探す

ジャンルや検索ワードから探すことができます。



④ 本を返す

読み終わったら「返す」ボタンを押すだけで返却できます。借りてから2週間経つと自動的に返却されます。

<<<

③ 本を借りる

本が決まれば「借りる」ボタンを押すだけです。その場ですぐに本が読めるようになります。他の人が借りている本は予約もできます。

電子書籍紹介 いろいろなシーンで使えて便利！袖ヶ浦市電子図書館で貸出・予約できる書籍の一例です。

スマートフォンで見られて場所をとらない！
なくしたり汚したりの心配なし。



タブレットで見やすい角度に置いてヨガができて便利！

内容的に借りにくい本でも、電子書籍は誰にも知られることなく借りられます。



『子どもといく 東京ディズニーリゾートナビガイド 2021-2022』 講談社

『大人のための整えるヨガレッスン』 サントーシマ香/フェイ/山田いづみ著 学研

『3万人の大学生が学んだ恋愛で一番大切な性のはなし』 村瀬 幸浩 著 KADOKAWA

赤ちゃん連れの来館がむずかしいときも、電子書籍ならお気軽に借りられます。

映画、アニメなど映像化された話題の小説をそろえています。

小説は人気のものを用意しています。字は大きめなので安心。目次からジャンプ可。



『ココだけおさえればOK! 離乳食』 主婦の友社



『わたしの幸せな結婚』 一〜六 顎木あくみ/月岡月穂著 KADOKAWA



『かがみの孤城』 辻村深月 著 ポプラ社

本ってやっぱり
おもしろいな

図書館では4月15日から5月21日の「こどもの
読書週間記念行事」を開催、今年もスタンプラリー
やおすすめ図書リストの配布、貸出冊数を拡大しま
した。

こどもの 読書週間 記念行事

実施報告

スタンプラリーに参加した小学6年生の男の子
が、「今年が最後のスタンプラリーだから(スタン

プラリーの対象は小学6年生までのため)」と夜眠い目をこすつ
て必死に本を読み、「おかげでたくさんの面白い本に出会え
た。本ってやっぱりおもしろいなと思った。」と話していたとお
母さんから伺いました。図書館員一同大変嬉しい思いです。



【ミニノートを手にもニコリ】



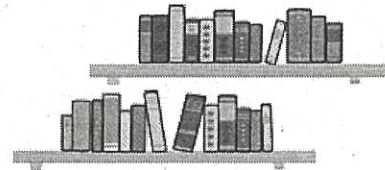
【20個たまったよ】

蔵書点検を実施しました

令和5年2月に市内の図書館・図書室を順次休館
し、蔵書点検を実施しました。蔵書点検とは図書館
にある全ての資料があるべきところにあるか、1冊
1冊バーコードを読み込んで所在を確認する作業で
す。

点検の結果、貸出処理をされずに持ち出される資
料が存在し、不明資料がなくなる状況です。

引き続き、配架作業や書架整理等のフロアワーク
時の利用者への声掛けやポスター掲示による啓発
など 今後も不明資料の防止策に努めてまいりま
すので、ご理解とご協力をお願いします。



【不明資料の状況】

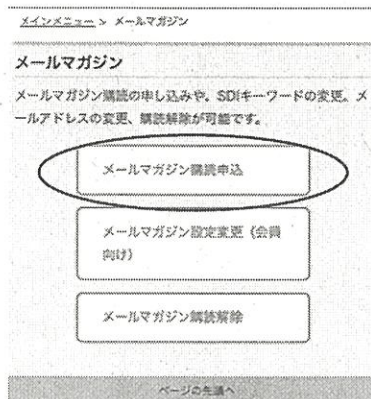
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資料総数	750,367点	759,959点	764,223点
不明資料数	92点	37点	60点
不明資料割合	0.012%	0.005%	0.008%



月1回メールマガジンを配信しています

図書館ではホームページやTwitterなどで、色々な情報を発信してい
ますが、メールマガジンの配信を行っているのはご存知でしょうか。毎月1回、7
日前後に配信しています。パソコンやスマートフォンなどのメールアドレスをお
持ちの方なら、どなたでもご利用いただけます。

①QRコードを
読み込みます。



②1番上の購読申し込みをクリック

「キーワード」を登録すると、キーワード
がタイトルや著者等に含まれる新着資
料をメールマガジンでお知らせします。

※市内在住、在学、在勤者でWEB予約
に使用する4ケタのパスワードが必要
です。

メールマガジン配信 仮登録

配信をご希望するメールアドレスを入力してください。

注意事項

- ※本登録を行わないとメールマガジンは配信されませんので
ご注意ください。
- ※本登録のご案内メールが届かない場合、もう一度仮登録を
行ってみてください。
- ※仮登録後、本登録をせずに30日以上経過すると仮登録が取り
消されます。
- ※メール配信を希望される場合は、もう一度仮登録してくだ
さい。

メールアドレス

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

メールアドレス (確認)

③この画面でメールアドレスを入力し
て、登録ボタンを押せば、あとは毎月7
日前後の配信を待つだけです。

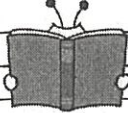
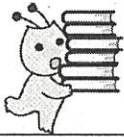

☆夏のトショロ月間開催☆

7月14日から8月15日まで

図書館では子どもたちの夏休み期間中の約1ヶ月に渡り、「夏のトショロ月間」を実施します。各館で楽しいイベントを準備してお待ちしています。一部のイベントは予約制ですので、お早めにお申し込みください。



予約はWebかお電話で開催館へ(根形すきすきは中央へ)
 中:中央図書館 0438-63-4646
 長:長浦おかのうえ図書館 0438-64-1046
 平:平川図書館 0438-75-7392

	月	火	水	木	金	土
					7月14日	7月15日
	休館日					中:おはなし会
7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日
中:図書館でブックスタート	祝日開館日(海の日)		根:すきすき絵本タイム		長:えほんのひろば	
7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日
平:えほんのひろば、子ども映画会	休館日	中:ちょっぴりながいおはなし会	中:調べ学習相談会(総合教育センター主)		月末整理休館日	
7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日
長:おはなし会	休館日	中:英語でおはなし会!	中:読書感想文相談会(総合教育センター主催)	中:おひざにだっこのおはなし会	長:ちょっぴりかわいいおはなし会、子ども映画会	
8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
中:なつやすみとしょかんであそぼう! ◇袖高とコラボ! 親子いっしょのおはなし会 ◇かみのおはなやさん	休館日			中:えほんのひろば	祝日開館日(山の日)	
8月13日	8月14日	8月15日	各種イベントの詳細は図書館ホームページでチェック! 7/1以降、右上のQRコードから。			
	休館日	中:図書館でブックスタート				

【推進員企画】英語でおはなし会! (中央)

日時:8/1(火曜)①10:30~11:10 ②11:20~12:00
 内容:英語と日本語で絵本の読み聞かせ



ちょっぴりかわいいおはなし会&子ども映画会 (長浦)

日時:8/4(金曜)
 ①10:00~おはなし会(3歳から小学2年生と保護者)
 ②10:40~11:05 映画会(小さい子どもでも楽しめるアニメーション2本上映)
 ③11:20~ おはなし会(小学3~6年生と保護者)



なつやすみとしょかんであそぼう

「袖高とコラボ!親子いっしょのおはなし会」(中央)
 日時:8/6(日曜)①10:30~ ②11:15~
 内容:袖ヶ浦高校図書委員による絵本の読み聞かせとおはなし会ボランティアによる素話

この日は児童室のおはなしのへやで「かみのおはなやさん」も開催。素敵なお花をプレゼントします!



お題の本 DE BINGO!! (平川) 7/14~8/15

ビンゴにあるテーマの本を借りると返却時にスタンプを押し、ビンゴになったら景品をプレゼントします。
 ※スタンプは1日3つまでです。

【公民館図書室企画】 7/14~8/15

としょかんでなつのうみをつくろう!(根形・平岡)
 海や魚の絵本を探してください。見つけた絵本を飾ったら、海をイメージしたボードに魚の絵を貼って海を作ろう。



【展示】昭和中学校図書委員による児童室の飾りつけとおすすめ図書の展示(中央) 7/14~8/30
 場所 児童室

【展示】蔵波中学校美術部の作品展示(長浦) 8/4~8/18
 場所 1階市民ギャラリー

普段から本を読むことが好きな私は学生の頃から夏休みの課題で調べ物があると自習室を利用したり、新聞で気になる本を見つけると早速リクエストコーナーで取り寄せてもらったりしていたので、私にとって図書館は身近な存在でした。

絵本にも様々な種類がありますが、海外の飛び出す絵本や仕掛けのある絵本にも興味を持ち今でも時々本を開いて楽しんでいます。

最近スマホなどの電子ブックの普及により書店で本を買う機会が以前と比べると少なくなってきたのではないのでしょうか。

様々な理由から書店の店舗数が減少している事に寂しさを感じます。私自身は実際に本を手にとってページをめくりながら、次はどのような物語の展開になるのかと想像しながら読み進めていくのが好きなので、時には最後が気になって夜遅くなる事もありました。

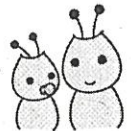
日頃ブックスタートボランティアとして参加させて頂いて絵本の読み聞かせの大切さを実感しています。

読み聞かせが始まると声がするボランティアの顔を興味を持って見たり段々と落ち着いてくると絵本を見て手を伸ばして本を触ろうとしたり、ニコッと笑顔を見せてくれたりと様々な表情を見せてくれます。

保護者の方も一緒に楽しむ様子が見られて絵本を通して親子の触れ合いを感じることができて私自身もとても嬉しい気持ちでいっぱいになります。これからも絵本の読み聞かせを通して、たくさんの赤ちゃんと保護者の方々に読み聞かせの楽しさを知って頂くお手伝いが出来たらと思っています。

ブックスタートボランティア ♡ ゆ〜みん

8月末から
ブックスタートボランティア
養成講座を実施する予定です



※ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動です。

図書館・図書室の開館時間と休館日

☆開館時間 中央・長浦おかのうえ・平川図書館 午前9時30分から午後7時まで（4月～9月）
午前9時30分から午後6時まで（10月～3月）
根形・平岡公民館図書室 午前9時30分から午後5時まで（通年）

※図書室は専任職員が不在の日があります。在室日はホームページでご確認ください。

☆休館日	7月の休館日	3日（月）、10日（月）、24日（月）、28日（金）、31日（月）
	8月の休館日	7日（月）、14日（月）、21日（月）、28日（月）、31日（木）
	9月の休館日	4日（月）、11日（月）、25日（月）、29日（金）

図書館からの情報発信

図書館では開催するイベント、資料に関する情報について様々なツールを使ってお知らせしています。ホームページやツイッターは随時、更新、発信しています。



ホームページ
QRコード



メールマガジン
配信QRコード

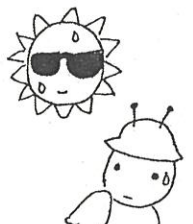


公式ツイッター
QRコード

編集後記

マスクなしでの日常に戻りつつありますが、紫外線対策も兼ねてマスク着用を継続しています。日焼け止めを塗ったり飲んだり、ビタミンC摂取に余念がありませんが、日焼け止めの日中の塗り直しがなかなか面倒で、気づいたら焼けてしまっていることが多いです。日傘も何本か持っていますが、つい忘れられて実際に使用する機会が少ないのが現状です。

（かみ）



報告・連絡（3）令和5年度君津地方社会教育委員連絡協議会研修会の実施について

君社教連第12号
令和5年7月10日

君津地方社会教育委員各位

君津地方社会教育委員連絡協議会
会長 田中 雪夫

令和5年度君津地方社会教育委員連絡協議会研修会の実施について（通知）
盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本協議会活動にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、君津地方の社会教育行政を取り巻く状況が変化するなかで、社会教育行政の「これから」に向けた社会教育委員の役割について学ぶ機会として、別添開催要項のとおり研修会を開催いたします。

つきましては、ご多用のこととは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 期 日 令和5年8月22日（火）午後2時から4時30分まで
- 2 会 場 君津市生涯学習交流センター 多目的ホール
（住所：君津市久保2丁目13-2 TEL 0439（50）3980）
- 3 テーマ 「社会教育行政の『これから』に向けた社会教育委員の役割」
- 4 講 師 長澤 成次 氏（千葉大学名誉教授、元放送大学千葉学習センター所長）
- 5 対象者 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市社会教育委員及び関係職員
- 6 その他 出欠の連絡につきまして、7月21日（金）までに、各市担当者までご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

事務局 袖ヶ浦市生涯学習課

担 当：柳井

TEL：0438（62）3743

研修担当 君津市生涯学習文化課

担 当：柴田

TEL：0439（29）7814

令和5年度君津地方社会教育委員研修会開催要項

1 趣 旨

2020年4月の緊急事態宣言発出以降、3年間にわたるコロナ禍は、令和5年5月8日に新型コロナウイルスが「5類感染症」へと位置づけが変わったことを受け、収束を迎えることになった。

この間、君津地方においてもコロナ禍の影響を受け、「学びの機会」が大きく揺さぶられる状況を経験した中で、令和4年度には、「見えないウイルスから見えてきたこと」と題した研修会を実施し、いま必要な社会教育のあり方について各市社会教育委員と職員が共に学び合う機会を設けた。

現在、君津地方の社会教育行政を取り巻く状況は、大きな変化の途上にあり、社会教育委員の役割はますます重要なものになっている。

そこで、今回は、改めて各社会教育施設がその地域にある意味を捉え直すと共に、社会教育行政の「これから」に向けた社会教育委員の役割について学ぶ機会として研修会を実施したい。

2 テーマ 「社会教育行政の「これから」に向けた社会教育委員の役割」

3 日 時 令和5年8月22日（火）午後2時から4時30分まで

4 会 場 君津市生涯学習交流センター 多目的ホール
(住所：君津市久保2-13-2 TEL：0439(50)3980)

5 講 師 長澤 成次 氏
(千葉大学名誉教授、元放送大学千葉学習センター所長)

6 対象者 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市社会教育委員及び関係職員
50名程度

7 主 催 君津地方社会教育委員連絡協議会

8 内 容 (1) 各市報告
「君津地方の社会教育を取り巻く状況と社会教育委員の取組」
(2) 講師講演
「社会教育行政の『これから』に向けた社会教育委員の役割」
(3) 感想、意見交流
「より充実した社会教育委員活動に向けて」

9 日程（150分）

時間	項目	内容など
5分	開会行事	主催者あいさつ、趣旨・日程説明等
10分	【木更津市】 ・社会教育を取り巻く状況 ・木更津市社会教育委員の取組	報告：山下 理 報告：木更津市社会教育委員会 議長
10分	【君津市】 ・社会教育を取り巻く状況 ・君津市社会教育委員の取組	報告：柴田 学 報告：君津市社会教育委員会 委員長
10分	【袖ヶ浦市】 ・社会教育を取り巻く状況 ・袖ヶ浦市社会教育委員の取組	報告：柳井 健 報告：袖ヶ浦市社会教育委員会 委員長
10分	【富津市】 ・社会教育を取り巻く状況 ・富津市社会教育委員の取組	報告：吉村 直 報告：富津市社会教育委員会 委員長
65分	【講演】 「社会教育行政の『これから』に向けた社会教育委員の役割」	講師：長澤 成次 氏 (講義60分、質疑5分)
10分	【休憩】	
20分	【感想、意見交流】 「より充実した社会教育委員の活動に向けて」	・参加者4～6名でグループをつくる ・各市の状況、講師報告を受け、委員、職員のそれぞれの立場の役割、取り組みについて検討する。
5分	グループ報告・全体意見交換	
5分	【講師ふりかえり】	講師：長澤 成次 氏
	閉会行事	・連絡事項伝達 ・アンケート記入

* 社会教育を取り巻く状況について

木更津市：公民館使用料有料化について

君津市：清和地区拠点整備における公民館の再整備状況

袖ヶ浦市：公民館の市長部局移管計画の経緯

富津市：富津市図書館の設置に関する経緯

生涯学習の記録 2023 正誤表

6 平岡公民館 (P 9 7)

●平岡公民館事業一覧

正

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

誤

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	事業費 (千円)
1	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

2 郷土博物館事業一覧 (P 1 1 3)

正

No.	事業名	実施内容	実施回数・参加人数	決算額 (千円)
1	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

誤

No.	事業名	実施内容	実施回数・参加人数	事業費 (千円)
1	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

2. 図書館事業一覧 (P 1 3 0)

正

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
4	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

誤

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	事業費 (千円)
4	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

生涯学習の記録 2023 正誤表

2. 図書館事業一覧 (P 1 3 1)

正

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
5	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

誤

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	事業費 (千円)
5	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

III スポーツ振興事業 (P 1 5 7)

●スポーツ振興事業実施一覧

正

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
5	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

誤

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	事業費 (千円)
5	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~